

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

監 査 公 表

包括外部監査

子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について

……（監査公表第11号）… 1

北九州市監査委員

北九州市監査公表第11号

令和3年3月24日

北九州市監査委員 小林 一彦
同 廣瀬 隆明

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 2 年度
包括外部監査結果報告書

-子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について-

令和 3 年 3 月

北九州市包括外部監査人
公認会計士 小島智也

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件として選定した理由	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	2
6	監査の期間	3
7	監査の実施者	3
8	利害関係	3
9	略号等	3
第2	監査対象の概要	4
1	子ども・子育て支援を取り巻く環境及び国の施策	4
2	北九州市の子どもや子育てを取り巻く状況	12
3	北九州市の保育事業及び保育所の概要	18
4	「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の概要	26
5	監査対象部署の概要	32
6	歳入・歳出にかかる予算・決算の概要	35
第3	監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ	38
1	監査対象の選定理由	38
2	監査の視点	38
3	監査手続の流れ	38
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	39
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	39
2	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	43

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について

3 特定の事件として選定した理由

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備を行うことは、我が国の基本施策とされている。また、共働き世帯やシングルマザーの増加等を背景に保育所等の待機児童が問題となっており、昨今においては保育事業の充実が図られている状況である。

北九州市（以下「市」という。）は、平成22年に「元気発進！子どもプラン」を策定し、令和2年度からは第3次計画に移るところである。このプランでは、子どもの健全育成や子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な施策を掲げ、現在様々な事業に取り組んでいる。

子育てや保育事業の在り方によって、子ども人口の増加や教育水準の向上等に寄与することになるため、子育て世代のみならず多くの市民にとって身近で関心の高い問題であると考えられる。そのため、子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について、合规性、有効性、経済性等の観点から、総合的に監査し検証することの意義は大きいものと判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

なお、保育事業については、平成19年度包括外部監査のテーマとされていたが、10数年経過しており、当時とは制度も大きく変わっていることから、特に問題ないものと判断している。

4 監査の対象

(1) 対象部署

子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）に関する部署として、以下の部署を監査対象として、各事業について監査を実施した。

<対象部署>

部 局	課
子ども家庭局 子ども家庭部	総務企画課、監査指導課 幼稚園・こども園課、保育課
子ども家庭局 子育て支援部	子育て支援課
保健福祉局 障害福祉部	障害福祉企画課、精神保健福祉課
教育委員会 指導部	指導第一課、指導第二課

教育委員会 学校支援部	学事課
教育委員会 中央図書館	子ども図書館

なお、一般会計の他、特別会計である母子父子寡婦福祉資金事業についても監査の対象としている。

(2) 対象とした年度

監査の対象とした年度は、原則として令和元年度とし、必要に応じて、それ以外の年度についても対象とした。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ア. 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- イ. 事務事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ウ. 各事業の経営状況の把握、分析及び進捗管理が適切に行われているか。
- エ. 各事業に関する予算は適正に配分され、所定の手続に従って、適正に執行されているか。
- オ. 過去の包括外部監査等の結果に対する措置は適切に行われているか。

(2) 実施した監査手続の流れ

ア. 概要の把握

子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）について概要を把握するため、担当者へのヒアリングを実施した。

イ. 監査対象とした各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問

子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）のうち、監査の対象とした事業について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

ウ. 監査対象とした子ども図書館への現地調査

子ども図書館の運営方法や財産等の状況を把握するため、現地調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、保育所等についての現地調査は実施しないことにした。

6 監査の期間

令和2年7月2日から令和3年2月3日まで

なお、詳細は、「第3 3 監査手続の流れ」に記載している。

7 監査の実施者

包括外部監査人 小島 智也 公認会計士

補助者 加藤 秀一 公認会計士

同 古家 崇行 公認会計士

同 猿渡 慎也 公認会計士

同 村上 篤 公認会計士

同 白石 尚久 公認会計士

同 川上 武志 弁護士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 略号等

本報告書中、一部の元号については、以下のとおり略語を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50=昭和50年
H	平成	H12=平成12年
R	令和	R元=令和元年

表中の数値については、単位未満を切捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。表及びグラフについては、市からの提供資料等を基に監査人が作成している。

第2 監査対象の概要

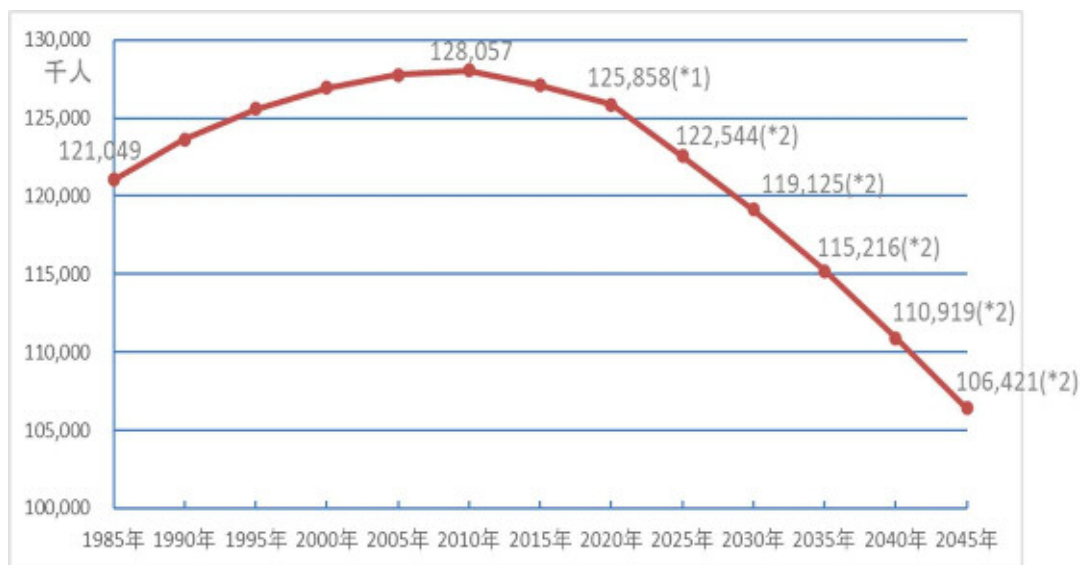
1 子ども・子育て支援を取り巻く環境及び国の施策

(1) 子ども・子育て支援を取り巻く環境

ア. 国の総人口推移

国の総人口は一貫して増加傾向にあり、2010年（平成22年）には128,057千人のピークを迎えた。しかし、2010年（平成22年）以降は減少傾向になり、2020年（令和2年）には125,858千人、2045年には106,421千人まで減少することが予測されている。

<国の総人口推移>



※出所：総務省統計局が公表している長期時系列データを基に作成

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>

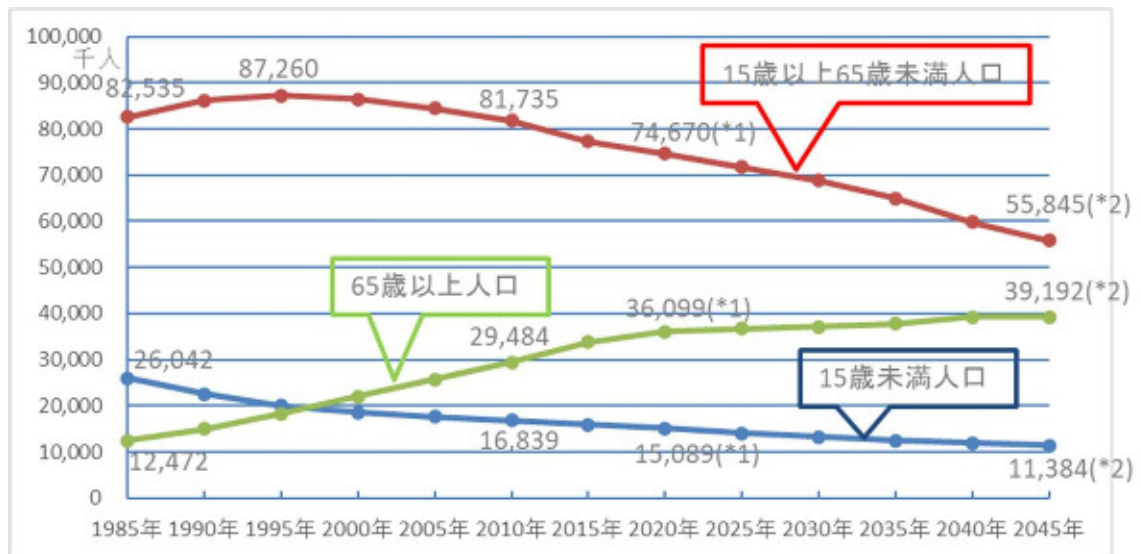
(*1)「全国：年齢（5歳階級），男女別人口」令和2年6月確定値、令和2年11月概算値（総務省統計局 令和2年11月20日公表）を基に作成

(*2)日本の将来推計人口（平成29年推計）（国立社会保障・人口問題研究所公表）を基に作成

イ. 国の年齢別人口推移

国の年齢別人口は、1985年（昭和60年）以降、年少人口（15歳未満人口）は減少しており、老年人口（65歳以上人口）は増加している。また、生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）は、1995年（平成7年）の87,260千人をピークとして減少傾向にあり、2045年には55,845千人と、2020年（令和2年）の74,670千人より18,825千人減少すると予測されている。

<国の年齢別人口推移>



※出所：総務省統計局が公表している長期時系列データを基に作成

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>

(*1)「全国：年齢（5歳階級），男女別人口」令和2年6月確定値、令和2年11月概算値（総務省統計局 令和2年11月20日公表）を基に作成

(*2)日本の将来推計人口（平成29年推計）（国立社会保障・人口問題研究所公表）を基に作成

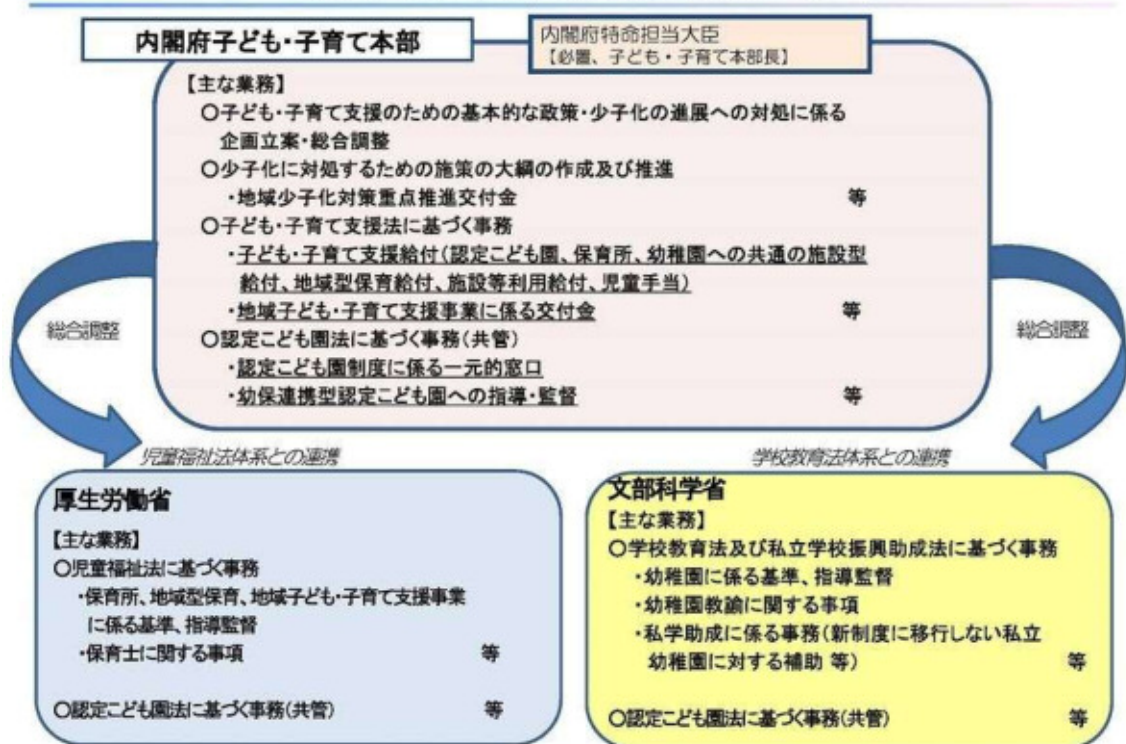
(2) 国の施策

ア. 制度・取組の所管機関

国において、子ども・子育て本部を設置しており、子ども・子育て支援のための基本的な政策や少子化の進展への対処に係る企画立案・総合調整、少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進、子ども・子育て支援給付等の子ども・子育て支援法に基づく事務、認定こども園に関する制度に関することを所管している。また、当該本部を中心として関係省庁が緊密な連携を図りつつ、少子化対策や子ども・子育て支援施策を推進している。

本部長は内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、副本部長は内閣府副大臣である。子ども・子育て本部の主な業務は下図のとおりである。

子ども・子育て本部を中心とした体制について



※出所：内閣府ホームページより抜粋 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/about.html>

子ども・子育て本部では、「子ども・子育て支援新制度」担当と「少子化対策」担当の2つの組織を軸に子ども・子育て支援に関する総合的な施策を推進している。

「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度で、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取り組みを進めている。

「少子化対策」は、少子化社会対策大綱に基づき、『結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会』の実現のために、会議・検討会等を通じ幅広い視点から検討を重ねながら、あらゆる施策を推進している。

イ. 「子ども・子育て支援新制度」に係る施策

国は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「子ども・子育て関連3法」という。）を制定し、同法に基づいた「子育て支援新制度」を平成27年4月より施行した。

子ども・子育て関連3法の概要は以下のとおりである。

<子ども・子育て関連3法の概要>

- ▶ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ▶ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ▶ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ▶ 基礎自治体（市町村）が実施主体
- ▶ 社会全体による費用負担
- ▶ 政府の推進体制
- ▶ 子ども・子育て会議の設置

※出所：内閣府ホームページ「子ども・子育て関連3法の主なポイント」を基に作成

ウ. 「少子化対策」に係る施策

国は、総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」を平成16年、平成22年及び平成27年に策定している。平成27年少子化社会対策大綱の概要は下図のとおりである。

少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

○平成27年3月20日閣議決定（平成16年、22年に続き、今回は3回目）

<少子化社会対策基本法>（平成15年法律第133号）
（趣旨の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

I はじめに

- 少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況
- 少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、克服できる課題
- 直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進
- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべき

II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標
※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、IIIで掲げる重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進 1

Ⅲ 重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備
- ⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
- ⇒地域の実情に応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
- ⇒今後さらに「質の向上」に努力

○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
- ⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育上の確保
- ⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」
- ⇒小3までから小1までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定
- ⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
- ・高齢世代から若世代への経済的支援促進
- ⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括増やし税制制度創設
- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援
- ⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正
- ⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革
- ⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得
- ⇒企業独自の休暇制度導入や育児取得促進

○「ワークライフバランス」「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進
- ⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援
- ⇒「女性活躍推進法案」

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

2

Ⅳ きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
- ⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に関する情報提供やコンサル支援

○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
- ⇒妊娠前から子育て期におおむねまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減
- ⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実
- ⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止 ⇒ 企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

○子育て

- ・経済的負担の緩和 ⇒ 幼児教育の無償化の段階的実施
- ・三世同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上 ⇒ 子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
- ⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育 ⇒ 教材への記載と教職員の研修

○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
- ⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
- ⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

V 施策の推進体制等

○国の推進体制

- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

○施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

○大綱の見直し

- ・おおむね5年後を目途に見直し

3